国民健康保険料特別徴収仮徴収の平準化について

国民健康保険料を特別徴収で納付している世帯で、<u>今年度の保険料の仮徴収額と本徴収額に一定額以上の差が生じると予測される場合は、年間を通じてできるだけ均等になるよう、8月の仮徴収額を調整(平準化)します。</u>

※平準化により、年間の保険料が変わることはありません。

○平準化計算例 (年間保険料が前年と変わらず125,000円の場合)

【前年度】 (年間保険料額 125,000円) 1回あたりの天引き額が仮徴収 額と本徴収額で約20,000円の 差があります。

				_	(単位:円)
4月仮徴収	6月仮徴収	8月仮徴収	10月本徴収	12月本徴収	2月本徴収
31,600	31,600	31,600	10,200	10,000	10,000

今年度

・平準化の適用を受けない場合

(年間保険料額 125,000円) 仮徴収額と本徴収額の差が 残ったままになります。

平準化しない場合 '		前年度2月と同額が4月・6月・8月に天引きされます。				
4月仮徴収	6月仮徴収		8月仮徴収	10月本徴収	12月本徴収	2月本徴収
10,000	10,0	000	10,000	31,800	31,600	31,600

・平準化の適用を受ける場合

(年間保険料額 125,000円) 8月の仮徴収額と本徴収額の 1回あたりの天引き額が平準 化されます。

4月仮徴収	6月仮徴収	8月仮徴収	10月本徴収	12月本徴収	2月本徴収
10,000	10,000	26,200	26,400	26,200	26,200

[※]年間保険料は、前年の1月から12月までの所得をもとに計算しています。

○特別徴収平準化の計算方法

《4月・6月の特別徴収額》

10,000円(前年度2月分と同額)

《8月・12月・2月の特別徴収額》

(125,000円(年間保険料額)-20,000円(4月・6月徴収額))÷4(8月~2月の特別徴収期別数)=26,200円(100円未満切捨)

《10月の特別徴収額》

125,000 円(年間保険料額) - 20,000 円(4月・6月徴収額) - 78,600 円(8月・12月・2月徴収額) = 26,400 円